

介護保険負担限度額認定申請書

新規

更新

北九州市長 様

令和 7 年 〇 月 〇 〇 日

次のとおり関係書類を添えて、食費・住居費(滞在費)にかかる負担限度額認定を申請します。

フリガナ	カイゴ タロウ	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
被保険者氏名	介護 太郎	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
生年月日	明・大・昭 〇 年 〇 月 〇 〇 日		
住 所	〒 802-0000 北九州市小倉北区〇〇一丁目1番1号	(電話番号)	093-000-0000
介護保険施設等の名称及び所在地	施設の 種類 ☒ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ ショートステイ 所在地※ 〒802-0000 北九州市小倉北区△△町2番2号	名称※	特別養護老人ホーム 〇〇園
		入所(院) 年月日※	平・令 〇 年 〇 月 〇 日

※印の欄は、介護保険施設に入所(院)している場合にのみ記入してください。

配偶者の有無	有・無	この申請書における「配偶者」については、別世帯にいる配偶者や内縁関係の者も含まれます。					
配偶者に 関する事項	フリガナ	カイゴ ハナコ	生年月日	明・大・昭 △ 年 △ 月 △ 日			
	氏 名	介護 花子	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	被保険者と別居している場合は住所	小倉北区口口町3番3号	課税状況	市民税 課税 ・ 非課税			
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)						
収入・預貯金 等に関する 申告 ※預貯金、有価 証券にかかる 通帳等の 写しは別添の とおり	☐ 生活保護受給者/市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者						
	☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)です。						
	☒ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金【遺族年金(※1)・障害年金受給なし(該当するものに〇を)】収入額の合計額が年額80.9万円以下です。 (※1)寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。						
	☒ 預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円以下(夫婦は1,650万円以下)(※2)です。 (※2)第2号被保険者は、預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)。以下同じ。						
	☐ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金【遺族年金(※1)・障害年金受給なし(該当するものに〇を)】収入額の合計額が年額80.9万円超120万円以下です。						
	☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円以下(夫婦は1,550万円以下)(※2)です。						
	☐ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金【遺族年金(※1)・障害年金受給なし(該当するものに〇を)】収入額の合計額が年額120万円超です。						
☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円以下(夫婦は1,500万円以下)(※2)です。							
資産の詳細	本人	預貯金額	1,000,000円	有価証券 (評価概算額)	0円	その他 (現金・負債)	100,000円
	配偶者		500,000円		0円		0円
		合計	1,500,000円	合計	0円	合計	100,000円

同意書

北九州市長あて

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社及び私の配偶者の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。
また、北九州市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 〇 年 〇 月 〇 〇 日

【本人】

住所 北九州市小倉北区〇〇一丁目1番1号

氏名 介護 太郎

※署名(自筆)の場合は、押印する必要はありません。

【配偶者】※配偶者がいる場合は必ず記入してください。

住所 北九州市小倉北区口口町3番3号

氏名 介護 花子

※署名(自筆)の場合は、押印する必要はありません。

(代筆者氏名)

介護 一郎 (続柄) 長男

(代筆者氏名)

介護 一郎 (続柄) 長男

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	介護 一郎	電話番号	093-△△△-△△△△
申請者住所	〒802-0000 北九州市小倉北区〇△町5番5号	本人との関係	長男
認定証等の希望送付先(〇で囲む): 被保険者住所地・入所介護保険施設・申請者住所地・その他()			

【注意事項】

- 預金通帳等の写しは「名義記載ページ」、「最終残高が確認できるページ(申請日の直近から2ヶ月間までのもの)」、「定期預金のページ(利用がない場合も白紙の1ページ目)」を添付してください。(配偶者のものも含まれます。)
- 記入欄が不足する場合は、余白に記入もしくは別紙に記入のうえ、添付してください。
- 虚偽の申告により不正に本支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

＜保険者記入欄＞

起案日	令和 年 月 日	受付		担当		係長		課長	
決裁日	令和 年 月 日								

下記のとおり決定してよろしいか。

決 定 処 分		承認 ・ 非承認		交付年月日	令和 年 月 日	
適 用 年 月 日		令和 年 月 日から		有 効 期 限	令和 年 月 日まで	
認定状況	生活保護等 受給状況	市民税世帯 課税状況	収入状況等		利用者負担段階	
要介護 または 要支援 1・2	被保護者	非課税			第 1 段 階	
	老齢福祉年金	非課税			第 1 段 階	
	境界層該当		別紙作成		第 段 階	
	上記以外	非課税	課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税 年金収入額≤80.9万円／年		第 2 段 階	
			80.9万円＜課税年金収入額＋合計所得金額 ＋非課税年金収入額≤120万円／年		第 3 段 階 ①	
			120万円＜課税年金収入額＋合計所得金額 ＋非課税年金収入額		第 3 段 階 ②	
		課税	課税者の特例 → 別紙作成		第 3 段 階 ②	
			上記以外（別世帯の配偶者課税の場合を含む）		非 該 当	
資産超過			非 該 当			
給付制限	☐ 支払方法変更 一旦全額自己負担後、補足給付相当分（差額分）を後日請求					
	☐ 給付額の減額 給付額の減額期間中の補足給付適用不可					
☐ 他市町村からの転入					適用	入力
令和 年 月 日（ ）市・町・村に課税照会						
令和 年 月 日（ ）市・町・村から回答						

■お問い合わせ・申請窓口 各区役所保健福祉課介護保険担当

区	住所	電話
門司区役所	〒801-8510 門司区清滝一丁目1番1号	3 3 1－1 8 9 4（直通）
小倉北区役所	〒803-8510 小倉北区大手町1番1号	5 8 2－3 4 3 3（直通）
小倉南区役所	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1番2号	9 5 1－4 1 2 7（直通）
若松区役所	〒808-8510 若松区浜町一丁目1番1号	7 6 1－4 0 4 6（直通）
八幡東区役所	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1番1号	6 7 1－6 8 8 5（直通）
八幡西区役所	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15番3号	6 4 2－1 4 4 6（直通）
戸畑区役所	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1番1号	8 7 1－4 5 2 7（直通）